



平成 27 年 5 月 29 日

各 位

会 社 名 : 新日本無線株式会社
代 表 者 名 : 代表取締役社長 小倉 良
(コード:6911、東証第 1 部)
問 合 せ 先 : 総 務 部 長 須藤 雅教
(TEL :03-5642-8222)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 23 日開催予定の当社定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、新たに業務執行者取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約の締結が認められたことに伴い、それらの取締役、監査役につきましてもその期待される役割を十分に発揮できるよう、定款第 26 条(取締役の責任免除)および第 34 条(監査役の責任免除)の一部を変更するものであります。

なお、定款第 26 条の変更には、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第26条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</p> <p>(中略)</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第26条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</p> <p>(中略)</p>
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第34条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第34条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

3. 変更予定日

定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 6 月 23 日(火)

定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 23 日(火)

以上